

# 給与所得者異動届出書の記入例1【退職により普通徴収へ切替え】

第6号の6様式(1)

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

市町村長殿 令和〇年〇月〇日提出		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 60000000	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号 1	担連 所属 人事課人事労務係	氏名 特徴 花子		
氏名又は名称 株式会社〇×商事		個人番号 又は法人番号 111111111111111111	電話 000-0000-0000 内線(000)	18号様式(用紙日本)		
フリガナ 中野 一郎	氏名 中野 一郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円	(イ) 徴収済額 35,600 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400 円	異動年月日 令和〇年 1月 1日	異動の事由 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 (事由・理由)
生年月日 昭和50年1月1日	個人番号 2222222222222222	受給者番号 00001234	1月1日現在の住所 中野区△△3-2-1	異動後の住所 中野区□□4-5-6	1. 特別徴収 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	1. 特別徴収 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称		2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年 月 日 2. 異動が令和 年 月 1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年 12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 納入するよう連絡済みです。		【例】8月分まで徴収する場合 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)		要否 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		
左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		※市町村記入欄		【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区税務課 課税係		

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

【例】8月分まで徴収する場合  
(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
※(ウ)の未徴収税額が普通徴収税額となります。  
普通徴収の税額通知は中野区から本人宛に送付します。

※1月1日から4月30日までの異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務づけられています。

法人番号を記入します。個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。  
※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。  
※退職等により特別徴収から普通徴収へ徴収方法を変更する方が、退職後国外へ転出(帰国)する場合は、納税義務者(給与の支払を受ける方)本人が、「納税管理人承認・認定申請」の手続きを行うようご案内ください。